

愛知県春日井市高蔵寺第二号窯出土篋書須恵器の年代について

古尾谷 知 浩

はじめに

律令行政単位名や人名を記した篋書須恵器は、調庸などの荷札木簡と記載事項が重なるため、須恵器の調納制に関係すると理解される。典型例としては、次の資料が挙げられる。

・福岡県大野城市牛頸ハセムシ窯跡出土須恵器甕

「筑紫前国奈珂郡

手東里大神マ得身

□

□ □

并三人

調大甌一隻和銅六□

東海地域の猿投窯周辺、尾北窯でも同種のものが出土している。本稿では、記録のうち、「五十戸」表記に着目して年代を考えることとしたい。

一 荷札木簡からみた行政単位名の変遷

地方行政単位の表記は、荷札木簡などから次のように変遷していることがわかっていく。

乙丑年（天智四、六六五） 国・評・五十戸の荷札木簡あり。

なお、天智九（六七〇）庚午年籍が作成されているが、それより前である。

（天武一〇（六八二） 国一評一五十戸のみ

天武一二） 国一評一五十戸／里 併存

持統二（六八八）） 国一評一里 飛鳥浄御原令制

大宝元（七〇二）） 国一郡一里 大宝令制（＝養老令制）

靈龜三（七二七）） 国一郡一郷一里

天平一二（七四〇）） 国一郡一郷

なお、「五十戸」の終見は「丁亥年」（持統元、六八七）であり、「里」の初見は「癸未年」（天武一二、六八三）である（奈良文化財研究所木簡データベース、二〇一五年五月八日アクセス）。

二 春日井市高蔵寺第二号窯出土篋書須恵器大甕

次に、本稿の主題である、春日井市高蔵寺第二号窯（C2号窯）出土篋書須恵器大甕の記載について挙示する。

・「□本五十戸□□甕」

・「岡本里凡人ア×」

「五十戸」と「里」が併存しており、これが荷札木簡の記載と連動しているならば、天武朝末年〜持統朝初年、六八〇年代前後であると推定できる。

三 消費遺跡出土資料

次に、宮都近傍の消費遺跡で出土した資料について検討する。

石神遺跡C期（天武・持統朝）遺構から出土した篋書須恵器に、「岡本」銘のものがある。これは、サト名の共通性から、C2号窯産と推定できる。つまり、生産遺跡、消費遺跡とも年代に矛盾はない。

もちろん、常識に属することであるが、消費遺跡の年代（埋没した年代）は、それよりも前に当該須恵器が生産されたことを示すに過ぎない。事実、平城宮造酒司跡から出土した須恵器の甕に、「斯野伎×」「野伎五十戸甕」と刻書されているものがある（これは愛知県春日井市神屋一号窯から出土した須恵器大甕の「□□春ア之奴支」の刻書と対応している）。新しい遺跡・遺構から出土していても、当該資料の生産年代が新しいとは言えない。消

費遺跡の年代を根拠に「五十戸」銘須恵器の生産年代を下げることはできない。

四 『愛知県史』別編・窯業一古代猿投系（二〇一五年三月）について

本稿では、須恵器の編年を議論する能力は無い。あくまで「五十戸」表記の年代の問題を議論することとする。

『愛知県史』別編・窯業一、古代猿投系では、高蔵寺第二号窯はC2号窯式期の標式窯であり、「八世紀第一四半期」のものとされている。その根拠は次の二点である。

根拠（一）刻書陶器について「木簡の研究から、「五十戸」表記から「里」表記に変わるのは七〇〇年頃であると考えられている。」（引用）

根拠（二）消費遺跡について「石神遺跡C期・藤原宮基幹排水路SD一〇五・SD二三〇〇からC2号窯式期の須恵器が出土している。」（要約）

根拠（一）は、前述の通り、事実誤認である。根拠（二）は、遺構の年代（天武・持統朝）と遺物の年代（八世紀第一四半期）が矛盾している。

もちろん、木簡表記の年代に依存せず、考古遺物を根拠としてC2号窯式期を八世紀第一四半期に下げるということであれば、反論する能力も意旨も無い。八世紀第一四半期の窯において、古い遺物として「五十戸」銘須恵器が混入したと解釈することもできる。また、調庸付札など、国家の制度に基づいた表記でなければ、古い表記が新しい時代に残ることはあり得る（山路直充「大伴五十戸」と記銘された軒丸瓦」『駿台史学』一三七、二〇〇九年）。そういうことであれば、C2号窯式期が八世紀第

1四半期であっても差し支えない。

しかしながら、そのように理解すると、いくつかの問題が生ずる。まず、須恵器の篋書が国家の制度的な表記でないとすると、尾張の「五十戸」銘須恵器は調庸付札とは別のものということになる。つまり、同種の篋書は、須恵器の調納制と切り離される（従来は、「岡本」銘須恵器が調として納入された結果、石神遺跡などで出土したと理解されている（巽淳一郎（研究代表者）『記号・文字・印を刻した須恵器の集成』平成九年～一一年度科学研究費補助金（基盤研究C2）研究成果報告、二〇〇〇年）。従って、須恵器調納制の根拠の一つが失われることになる。一方の牛頸ハセムシ窯資料は明確に「調」とあるから、尾張の篋書とは異なる性格のものということになる。

次に問題となるのは、八世紀第1四半期に生産された須恵器が、石神遺跡C期、藤原宮期前半（七世紀）の遺構から出土することはあり得ないということである。つまり、飛鳥・藤原地域の七世紀の遺構から出土する「岡本」銘須恵器や同種のもは、八世紀第1四半期の高蔵寺第二号窯産ではないという結論になる。あるいは逆の可能性をいえば、石神遺跡C期遺構出土資料は八世紀第1四半期のものという結論になってしまう。

もちろん、石神遺跡C期遺構が、後の時代まで開いていて、八世紀になってC2号窯式期の須恵器が廃棄されたという理解もあり得る。しかしながら、出土木簡は七世紀のものに限られているので、須恵器については後世の遺物が混入したが木簡についてはそのようなことはなかった、という強引な解釈にせざるを得ない。

おわりに

以上のことから、C2号窯式期の実年代は再検討を要すると思われる。

